

平成30年9月28日

当座勘定ご利用のお客さまへ

「当座勘定規定」一部改定のお知らせ

呈示された手形・小切手は、呈示日の窓口営業時間中に当座勘定に受入または振込された資金により支払を行っていますが、現在「当座勘定規定」には具体的な入金時限を明記しておりません。

平成30年10月9日から内国為替の取扱時間が24時間365日に拡大されることに伴い、平日夜間、土・日・祝日にも振込が可能になることを踏まえ、「当座勘定規定」に入金時限（15時）を明記する改定を行いましたので、お知らせいたします。この改定により、現在のお取扱いには何ら変更はございません。

なお、このお取扱いはすでにお取引いただいているお客さまにも適用されます。

記

1. 改定日

平成30年10月9日（火）

2. 対象規定

規定名	改定箇所
当座勘定規定	第9条（支払の範囲）
当座勘定規定（専用約束手形口用）	第10条（支払の範囲）

3. 改定内容

改定前	改定後
<p>第9条（支払の範囲）</p> <p>① 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当組合はその支払義務を負いません。</p> <p>② 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p>	<p>第9条（支払の範囲）</p> <p>① 同左</p> <p>② <u>呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受け入れまたは振り込まれた支払資金により支払います。なお、15時以降に入金した支払資金を支払に充当したとしても当組合は責任を負わないものとします。</u></p> <p>③ 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p>

（注）当座勘定規定（専用約束手形口用）第10条も同内容の改定となります。

以上